

(公印省略)
こ発第 585 号
令和 5 年 12 月 19 日

指定障がい児通所支援事業所管理者 様

福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課長

令和 5 年度児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における
自己評価結果等の届出について (通知)

日頃より、本市の障がい福祉行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件については、福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 54 号）により、自己評価及び保護者評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

また、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について市に届け出がない場合、自己評価結果等未公表減算が適用されることとなっております。

つきましては、各事業所において、下記にご留意のうえ、自己評価等を適切に実施していただき、本市へ届け出ていただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業 児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障がい児通所支援、基準該当通所支援
(※医療型児童発達支援は除く。)

2 市への届出方法等

(1)届出書類

①自己評価結果報告書 (別紙様式)

※事業所ごとに作成し、提出してください。

②公表している自己評価結果等の写し

(「事業所における自己評価結果」及び「保護者からの事業所評価結果」をそれぞれ提出)

※多機能型事業所については、事業ごとに作成し、提出してください。

(2)届出期限

令和 6 年 4 月 8 日 (月) 【必着】

※届出期限までに本市に届出がない場合、令和 6 年 4 月以降の給付費は自己評価結果等未公表減算が適用されます。公表済みの事業所は早めにご提出ください。

(3)届出方法

下記の提出先まで郵送にてご提出ください。

【提出先】 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所 こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課 事業所指定・指導係

※封筒には朱書きで「自己評価結果報告書在中」と記載してください。

※他の届出を同封しないでください。

3 実施方法等

(1)保護者等による評価

○事業者から保護者等に対して、「保護者向け評価表」を配布してアンケート調査を行ってください。

保護者等からの回収後、「ご意見」欄の記述を含めて集計したものを提出してください。

○保護者等が回答しやすいように、専用窓口の設置や回収用封筒の作成など、配慮して取り組んでください。

(2)職員による自己評価

○事業所の職員に「事業者向け自己評価表」を配布し、自己評価を行ってください。その際、「はい」「いいえ」にチェックをするだけでなく、各項目について「課題は何か」、「工夫している点は何か」等についても記入してください。

(3)事業所全体による自己評価

○回収した評価表を集計し、職員会議等の場で討議し、項目ごとに課題や工夫点について、共有してください。

○保護者等に対するアンケート結果も踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析してください。

○上記の結果、職員間で認識が共有された課題について、具体的な改善目標を設定してください。討議の結果等は書面に記録し、職員間で共有してください。

(4)自己評価結果及び改善内容の公表

○公表は「事業所における自己評価結果」及び「保護者からの事業所評価結果」について実施してください。

○公表にあたっては、「はい」「いいえ」の数を公表するのではなく、「改善目標」や「工夫している点」など、改善内容をできるだけ詳細に公表するようにしてください。

○公表の方法は、インターネットを活用して事業所のホームページに掲載してください。

ただし、インターネットでの公表が困難な場合、事業所の見やすい場所に掲示のうえ、会報等による利用者へのお知らせによるものについても、公表の方法とみなします。

(5)支援の改善（通年・随時）

○評価結果を踏まえて立てた改善目標に沿って、支援の改善を図り支援の質の向上に努めてください。

4 評価にあたっての留意事項

- 自己評価等を行うにあたっては、児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考にしてください。
- 評価にあたっては、国のガイドライン別添の評価表を活用してください。
- 事業所の実情に合わせて、評価表を加除修正する場合は、国のガイドラインの内容に沿ったものとしてください。
- 保護者等に評価を依頼する際は、国のガイドラインの内容を保護者等に十分説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることをご理解いただくよう留意してください。
- 多機能型事業所は、児童発達支援と放課後等デイサービスのそれぞれの事業について、自己評価結果を公表し、報告してください。
- 評価結果は、自己評価実施後、すみやかにインターネット等で公表してください。

★評価表の参考様式については、下記ホームページ掲載場所よりダウンロードしてください。

福岡市ホームページ→「健康・医療・福祉」→「福祉・障がい者」→「福祉事業者に関すること」
→「事業者向けの情報（障害福祉サービス、地域生活支援事業等）」
→「指定障がい児支援事業者関係」→「6.自己評価」

5 その他

- 実地指導等において、評価の取組状況（公表結果に対する改善への取組内容を含む）を確認します。
- 令和5年5月1日以降に新規指定を受けた事業所（令和5年5月1日指定を含む。）で、令和6年3月31日までに自己評価結果等の公表を行うことが困難な事業所については、新規指定の日から1年以内に自己評価結果等の公表を行ってください。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市こども未来局こども部こども発達支援課
事業所指定・指導係 長谷川・須見・小西・坂井
TEL092-711-4987 FAX092-733-5883